

はじめに

このノートは自分の人生を振り返りながら、「もしもの事があった時」に備えて、 自分の情報や希望など家族や周囲の支援者に伝えておきたいことを書き留めておく ものです。

ノートの作成をきっかけとして、自分の想いを整理するとともに今後の人生について考え、まわりの人と話し合う機会となることを期待しています。

~記入に当たって~

- ●全ての項目を記入する必要はありません。書きやすいところから始めましょう。
- ●何度でも書き直して大丈夫です。書き直した場合は記入日を更新しておきましょう。
- ●わからないことや書きにくいところは家族や信頼できる人と相談しながら書くの もよいでしょう。
- ●記入欄が不足する場合は、巻末のメモ欄を活用しましょう。
- ●「もしもの時に見てもらえるように」ノートの存在と保管場所を家族や信頼できる人に伝えておきましょう。
- ●ノートには重要な個人情報が記載されています。取扱いには十分に注意してください。
- ●このノートに法的な効力はありません。法的効力を求める場合には「遺言書」の 作成が必要です。

このノートは岡山市ホームページからもダウンロードできます。



園山市ホームページはこちら

ノート活用のイメージ動画もご覧ください。

※通信料は視聴者負担となりますので、通信環境にご注意ください。



●● ■ 動画はこちら

目次

基本情報)わたしの基本情報・わたしの身分証明書	1
	健康状態	2
	[岡山市からのお知らせ] 今日からできるフレイル予防!	4
	ペットに関すること	5
	ライフライン等契約一覧	6
	自分史	7
	これからの希望	8
	わたしの家系図	9
	親族・友人・知人の連絡先	10
	[コラム]家族が遠方にいる場合の終活準備	11
財産状況	預貯金	12
	公的年金・生命保険等	13
	不動産	14
	デジタル遺産	15
	[コラム]終活におけるデジタル遺産の管理方法	15
	借入金・ローン・有価証券・株式・その他	16
	[コラム]生前処分のススメ	16
介護	希望する介護	17
	成年後見制度・日常生活自立支援事業	18
医療	希望する医療	19
	人生会議のステップ	20
遺言	遺言書について・自筆証書遺言と公正証書遺言の違い	21
	自筆証書遺言書保管制度・法定相続情報証明制度	22
	[コラム] 子どものいない夫婦が考える終活の資産・相続設計	22
葬儀	葬儀について	23
お墓	お墓について	25
	大切な人へのメッセージ	26
相談窓口	各種相談窓□・関係機関一覧	27
	地域包括支援センター一覧・その他のお問い合わせ	28
	memo	29
	[岡山市からのお知らせ] 認知症について	31
	岡山市民の終活を支援するための条例(前文)	32

わたし	の基	本情	報			記入日	年	月	В
フリガナ									
名前									
生年月日			年	月	В	血液型	Į l		
本籍									
現住所	₹]持家	□借	家
電話		_		_		_		_	
メールアドレス									
職業	会社名	・職種							
1111 年	所在地					TEL	-		
家主・不動産屋 の連絡先									
わたし	の身	分証	明書		番号	を控えて、	紛失に	備えまし	ノよう。
名 称	Л		記	号・番	号		保管	場所な	۳
健康保険証									
運転免許証									
マイナンバ-	-カード								
年金手帳(基礎年金番号	≧通知書)								

健康状態	悲			記入日		年	月	
		身体に	ついて					
身長:		cm	体重:				k	g
アレルギー	□ある	内容:						
透析治療	□している	病院名()		ていな	:61
	7	かかりつけ医	・薬局につ	いて				
病院・診療所名				担当医				
連絡先	()						
治療中の病気								
薬局名								
連絡先	()						
飲んでいるお薬								
病院・診療所名				担当医				
連絡先	()						
治療中の病気								
薬局名								
連絡先	()						
飲んでいるお薬								
病院・診療所名				担当医				
連絡先	()						
治療中の病気								
薬局名								
連絡先	()						
飲んでいるお薬								



健康》	犬態				記入日	年	月	В		
		お薬手帆	長とお薬	の置き場所	f					
お薬手帳										
お薬										
	これまでにかかった病気									
病名		診断日		病院名		治療状況	(手術团	 €)		
(例) 脳柱	更塞	2015年6月	(○病院		2015年	入院・手	=術		
	そ(の他(緊急時に医	師や救	急隊員に伝	えたいる	こと)				

岡山市からのお知らせ

今日からできるフレイル予防!

こんな経験はありませんか?



外へ出るのが おっくうになってきた



硬いものが 食べにくくなってきた



歩くとすぐに疲れる



物忘れが増えてきた

もしかしたら それ…

その他に「歩くのが遅くなった」「握力が弱くなった」…など

フレイル

かもしれません!

フレイルとは、加齢とともに心身の 活力 (例えば筋力や認知機能など) が低下した状態のことです。

早期に適切な取り組みを行うことで、 元気な状態を取り戻すことができます。



加齢

フレイルを予防・改善するためには、「運動」「栄養(食生活・口腔機能)」「社会参加」の3つがポイントです。



運動

しっかり体を 動かそう

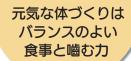




バランスよく取り組む ことが大切です!



外出や会話を するだけでも



フレイル予防に!

「フレイル健康チェック」で自分の状態を確認しよう。 薬局や医療機関などでフレイル健康チェック(25項目の質問と握力測定)を 実施しています。結果に基づいて、専門家からアドバイスが受けられます!

フレイル対策事業ホームページ▶



ペット	・に関すること			記入日	5 年	月	
なまえ		()歳	種類		性別	
かりつけ動物病院	病院名						
	連絡先						
病歴			いつも	ものエサ			
らしもの時	フリガナ 氏 名						
の預け先	連絡先						

かかりつけ	病院名		
動物病院	連絡先		
病 歴		いつものエサ	
もしもの時	フリガナ 氏 名		
の預け先	連絡先		
※登録番号			

(

)歳

種類

※ペットが犬の場合に記入してください。

性別



注意事項

※登録番号

注意事項

なまえ

ペットの預け先について

大切なペットの世話ができなくなる場合を想定して、ペットの「預け先」「飼育 方法」等の情報を整理して記入しておきましょう。

ライフ	ライン等契約一覧	記力	\B	年	月	В
電気	契約先		契約番	号		
	金融機関・支店	回座	番号			
ガス	契約先		契約番	号		
	金融機関・支店	回座	番号			
7V 🛎	契約先		契約番	号		
水道	金融機関・支店	回座	番号			
NHK受信料	契約先		契約番	号		
NULTER	金融機関・支店		≚番号			
固定電話	契約先		契約番	号		
回定电品	金融機関・支店	回座	番号			
携帯電話	契約先		契約番	号		
15 TO 40 O	金融機関・支店	回座	番号			
インター	契約先	契約番号				
ネット	金融機関・支店	四座	番号			
定額料金で契約している	契約先		契約番	号		
サービス	金融機関・支店	图图	番号			
クレジット	契約先		契約番	号		
カード	金融機関・支店	□座	番号			
	契約先		契約番	号		
	金融機関・支店	图图	番号			
	契約先		契約番	号		
	金融機関・支店		基番号			



自分史	記入日	年	月	
○幼少時代				
○学生時代				
○成年時代				
○最近のこと				
•				

これからの希望	記入	、日 年	月	В
○やりたいこと、行きたいところ				



書き方のポイント

生まれた場所、育った環境、これまでの人生の振り返りのページです。 忘れられない思い出、今後の人生でやりたいこと、理想の暮らし方など自由に 記入しましょう。

●思い出すヒントになるキーワードを使う

例:「印象的な出来事」「一番努力したこと」「人との出会い」「転機」「趣味や好きなこと」

- ❷「これからの希望」は、次のように具体的に分けて考えると◎
 - 今後やりたいこと(旅行、学び、体験など)
 - どんな暮らしをしたいか(住まい方、過ごし方、誰と過ごしたいか)
 - どんな人間関係でいたいか (家族との距離感、社会参加など)





親族・	友人・	知人の連絡先		記入日	年	月	В
フリガナ 氏 名				私との関係			
住 所	₹						
== = 1	自宅	_	_				
電話	携帯	_	_				
連絡希望時	□ 緊急時	□ 入院時 □ 葬儀時	; <u> </u>	ころの他()
フリガナ 氏 名				私との関係			
住 所	₹						
電話	自宅	_	_				
₩ ===	携帯	_	-				
連絡希望時	□ 緊急時	□ 入院時 □ 葬儀時	i [] その他()
フリガナ 氏 名				私との関係			
住 所	₹						
電話	自宅	_	-				
	携帯	_	_				
連絡希望時	□ 緊急時	□ 入院時 □ 葬儀時	i C] その他()
フリガナ 氏 名				私との関係			
住 所	₹						
電話	自宅	_	_				
電話	携帯	_	_				
連絡希望時	□ 緊急時	□ 入院時 □ 葬儀時	F C	こその他()

基本	.0.
情報	

	親	族・	友人・	知人の連絡先		記入日	年	月	В
		ガナ 名				私との関係	ŧ		
	住	所	₹						
電	話	自宅	_	_					
	ā o	携帯	_	_					
ť	連絡ネ	希望時	□ 緊急時	□ 入院時 □ 葬儀時		その他()

家族が遠方にいる場合の終活準備

遠方あるいは疎遠の家族がいる場合、自身が亡くなったときに、それを どのような方法で相続人に伝える(伝えてもらう)かは、悩ましい問題です。 ここでは、被相続人の方でできる生前対策をいくつかご紹介します。

①信頼できる第三者(例えば遺言の作成を依頼した法律専門家等、法律上の守秘 義務のある人)に、「緊急連絡先」として連絡のとれる相続人(予定者)の情報 を伝えておく。

この場合、その相続人(予定者)本人にも承諾をとっておくのが望ましいでしょう。

- ②信頼できる第三者との間で、元気なうちに「死後事務委任契約」を結ぶ。 委任事項は、死亡届や葬儀の手配、家族や親族・友人への連絡といった基本的 なものから安否確認も含むものまで様々です。自身の目的に合った契約内容と なるよう、受任者と十分な協議をすることが大事です。
- ③法務局の「遺言書保管制度」の利用。 遺言者が指定した人へ遺言書の保管情報が死亡時に通知されるという仕組み です。自身の訃報を相続人に知らせる方法にも、その人らしさが有る、と言 えるでしょう。
- ④エンディングノートを信頼できる人に共有しておくことも 大事なことです。



預貯金		記入日	年	月	B
金融機関名	支	店			
名義人			貸金庫	有・	無
口座番号	一普通	□ 定期	□ その他	()
金融機関名	支	店			
名義人			貸金庫	有・	無
口座番号	普通	□ 定期	□ その他	()
金融機関名	支	店			
名義人			貸金庫	有・	無
口座番号	普通	□ 定期	□ その他	()
金融機関名	支	店			
名義人			貸金庫	有・	無
口座番号	普通	□ 定期	□その他	()
備考					

暗証番号について

エンディングノートが盗難されたり、悪用されたりなど不正に使用されること に備え、暗証番号は記入しないようにしましょう。

公的年	金		Ē	2入日	年	月	В
受給の有無	□あり□	なし					
種類	□ 国民年金	□ 厚生年	金 □ その)他(
基礎年金番号							
種類	□ 国民年金	□ 厚生年	金 □ その)他(,
基礎年金番号							
并会 居							
生命保	次安		1	入日	年	月	
保険会社			連絡先				
保険の名称							
契約者			被保険者				
受取人			証券番号				
保険会社			連絡先				
保険の名称							
契約者			被保険者				
受取人			証券番号				
保険会社			連絡先				
保険の名称							
契約者			被保険者				
受取人			証券番号				
備考							

7	1		
	1	ļ	1
200	2	,	7
	8		

不動產			1	入日	年	月	В
種類	□土地	□ 建物	マンション	□ そ(の他()
所在地							
名義人			持ち分				
備考							
種類	□ 土地	□ 建物	マンション	□ そ(の他()
所在地							
名義人			持ち分				
備考							

不動産についての注意事項

●不動産の把握

不動産情報については、法務局が発行する登記事項証明書(登記簿謄本)や市 区町村から送付される固定資産税の納税通知書を参考にしましょう。

相続不動産の登記の義務化

令和6年4月1日から、相続によって不動産を取得した相続人は、相続したこ とを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられています。 令和6年4月1日より前に相続したことを知った不動産で、相続登記がされて いないものについては、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

●空き家の管理

岡山市では、空き家に関する総合相談窓口を設置し、市内にある空き家の再生・ 活用のための様々な取組を行っています。

また、空家等管理活用支援法人の指定をしており、専門家と連携し、空き家全 般に関する相談対応を行っています。

※詳しくは右記 QR コードを読み取ってご覧ください。

空家対策推進室ホームページ▶



ナジ	タル遺産			記入		年	月	
		携帯電	話について	-				
契約会社		名義人			パス	ワード		
電話番号			メール アドレス					
心分方法	□内容を消去して	廃棄処分	□家族に	任せる	٦₹	·の他()
		パソコ	ンについて	-				
メーカー		型番()	パスワ	ード			
レーザー名			メール アドレス					
処分方法	□内容を消去して	廃棄処分	□家族に	任せる	_ _	の他()
	ホームの	« <>	TO TO SN	SITO	1.7			

終活におけるデジタル遺産の管理方法

I D

いま保有している財産が、いずれは「デジタル遺産・遺品」になるのか、 またその財産の情報をどのタイミングで相続人に伝えれば良いか、考えてみましょう。

パスワード

ネット銀行・ネット証券などの口座、現金チャージ(入金)して使う交通系乗車カードや、お買い物アプリの残高、著作物の入ったスマホなど、デジタル形式で持っている金銭的価値の高い財産は全て「デジタル遺産」となります。(金銭的価値の低いものが「遺品」とも言えます。)

いわゆる暗号資産(仮装通貨)も相続対象となりますが、保管方法はオンライン・オフライン・QRコードの紙媒体など様々です。

「デジタル遺産」を安全・確実に残すにはエンディングノートと遺言書の併用、



内容

例えばノートには遺産の種類(PC・スマホ)を書き、鍵となる情報(パスワード等)は遺言書に書いてそれぞれ別の場所に保管するという方法もあるでしょう。詳しくは専門家にご相談ください。

借入金・ロー	記入日	年	月	B	
借入先	金額	返済方法			

有価証券・株	式	記入日	年	月	B
証券会社	支店	口座番号	1	備 考	

その他	(自動車・	貴金属な	(تع
-----	-------	------	-----

記入日	年	月	\Box
-----	---	---	--------

生前処分のススタ

不要物の処分や負債の整理、契約解除などの「生前処分」も、終活のひとつ ♥です。この機会に、何を、どのタイミングで処分するのが良いかを考えてみましょう。

- ①不要物→ゴミの日に少しずつ処分、引越し時にまとめて処分など、時期は様々ですが、不要と判断した物は早めに処分し、処分に迷う物は一旦記録しておいて、後日改めて検討するのも良い方法です。
- ②負債→負債には各種ローンやキャッシング(借金)、クレジットカードの未払金 残高のほか、未払いの家賃や医療費、保証債務等が挙げられます。負債の種類 や金額をノートに書いておくことで、債務整理の際の助けにもなります。
- ③契約→とくに月額料金の動画配信サービスや会員制サービスなど 長期継続・更新する「サブスク契約」の存在は、本人以外の人に は分かりにくいため、生前の解約か契約情報の記録をおすすめ します。



(0.

希望する	介護		記入日	年	月	В
	介護が必要になった	き時の	希望			
	□ 自宅での介護(□ 家族	(C [コヘルパーに		両方に)	
場所	│ □ 病院や施設に入りたい					
	□ 家族の判断に任せる					
	□その他()
	□ ある					
希望する 介護事業所	事業所名()
	□ ない					
	○してほしいこと					
 	○してほしくないこと					
希望する介護 						
	○介護してくれる人に伝え	えたい	こと			
	判断能力が低下した場合に	相談し	してほしい人			
氏 名			続柄			
連絡先				<u> </u>		
	介護費用につ	いて				
資金の準備状況						
介護費用保険						

護

儀

成年後見制度

認知症等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を 守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の二つの制度があります。

●法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、本人や親族等の申立てに基づいて、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。

●任意後見制度

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

※詳しくは右記 QR コードを読み取ってご覧ください。

厚生労働省ホームページ▶



日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方が、自立した地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行うものです。

社会福祉協議会と利用者が契約を結んだ上で支援が始まります。

※詳しくは右記 QR コードを読み取ってご覧ください。

岡山市社会福祉協議会ホームページ▶





介護保険サービスの他にも、介護者の負担を軽減できるよう なさまざまな制度があります。

活用するとしないでは、負担の大きさも全く変わってきます。 利用できそうなものがあれば積極的に検討してみましょう。



希望す	る医療	記力	\	年	月	
	意思表示できない場合に意見を	聞いて	ほしい人	,		
名前			続柄	i		
\± 40 /+	〒					
連絡先	()				
	告知について					
□ 病名・治	余命ともにありのまま告知してほしい	۸,				
 □ 病名のる	み告知してほしい					
 □ 病名・∄	余命ともに告知しないでほしい					
□ 家族	の判断に	こ任せる	5			
□ その他	()
	延命治療・終末期医療(痛みや苦痛	幕の緩和	1) につい	ハて		
□出来るフ	だけ延命治療をしてほしい					
 □ 苦痛の約	緩和治療だけして、延命治療はしない	いでほし	しい			
□ 家族	の判断に	こ任せる	5			
□ その他	()
	終末期に過ごしたい場所	につい	7			
□自宅	□ 病院 □ 施設 □ ホスピン	ス				
□その他	()

医療・介護の希望は「エンディングノート」に書き留めて おくだけではなく、家族や周囲の信頼する人たちと共有し、 繰り返し話し合っておくことが大切です。

岡山市では、エンディングノートの普及とともに、人生会 議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の実施を推奨しています。 人生会議(ACP)については、次のページをご覧ください。

墓



人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)

人生会議とは、もしもの時のために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、周囲の信頼する人たち・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組です。

※詳しくは右記 QR コードを読み取って ご覧ください。

地域ケア総合推進センターホームページ▶





人生会議のステップ



考えたことについて、信 頼できる人に話してみま しょう。



信頼できる人と話す



STEP 1

考えてみる





どんなことを大事にした いかなどを考えてみま しょう。 考えたことや話し合った ことを書き留め ましょう。

※気持ちは変わるものです。気持ちの変化があった時には、 その都度話し合いましょう。

遺言書	遺言書について			年	月	В
		遺言書の有無	について			
□あり(形式:□ 自筆証	E書 🗆 公正証言	書 🗌 秘密証書)	_ 7	なし	
保管場所	□法務局	□ 公証役場	□その他()
遺言執行者			連絡先()
備考						



遺言は相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。

自筆証書遺言と公正証書遺言の違い					
自筆証書遺言					
	保管制度利用 なし	保管制度利用 あり	公正証書遺言		
作成方法	て作成する。 ・証人は不要 ・自筆証書遺言 用の場合、流外形的な確認	自書、押印し 保管制度を利 法務局職員が、 忍(全文、日付 書、押印の有	・遺言者本人が、遺言の内容 を口頭で告げ、公証人が文 章を作成する。 ・公証人は、遺言の内容等に ついて必要な助言を行う。		
保管場所	遺言者が保管	法務局	公証役場で原本を保管		
費用	不要	保管申請 手数料として 1件 3,900円	財産の価額に応じた手数料がかかる。		
家庭裁判所 の検認	必要	不要	不要		
死亡時の 通知制度	なし	あり	なし		

自筆証書遺言書保管制度

作成された自筆証書遺言書の原本を本人の申請により法務局が保管 する制度です。法令上の遺言の要件を満たしているかについて、法務 局のチェックを受けることができ、本人死亡後には、本人が指定した 方に遺言書が保管されている旨通知されます。

※詳しくは右記 QR コードを読み取ってご覧ください。

法務省ホームページ▶



法定相続情報証明制度

被相続人と法定相続人の関係を示した一覧図(法定相続情報一覧図) を法務局が証明する制度のことです。相続人などが作成した法定相続 情報一覧図と戸籍謄本の束を法務局に届け出ると、登記官の認証文を 付した「法定相続情報一覧図の写し」が無料で発行されます。

※詳しくは右記 QR コードを読み取ってご覧ください。

法務局ホームページ▶



子どものいない夫婦が考える終活の資産・相続設計

子どもがいない夫婦の終活設計のポイントについて、次の 視点から考えてみましょう。



①誰が相続人になるのか?

「全財産は、妻だけに引き継いでもらいたい」と思っていても、遺言がなけれ ば原則、妻のほかに、親も相続人となり、親が死亡していれば、兄弟姉妹も相 続人となります。兄弟姉妹も死亡している場合はその子ども(甥・姪)が妻と ともに相続人となります。

②相続時にどのような手続が必要なのか?

遺言書がない場合「誰が」「どの遺産を」「どのくらい(の割合で)」相続する かについて「相続人全員での協議」が必要です。

つまり、先に(生前に)遺言書を作成しておく方が、残された配偶者が後であ わてずに済む、という見方もできます。

③元気な今のうちからできることは?

夫婦いずれかが認知症になった場合に備え、夫婦間で「信託契約」を結ぶの も、資産凍結を防ぐ有効な承継方法としてオススメです。





葬儀に	ついて		記入日	年	月	
		葬儀の実施につい	ハて			
□ してほ	しい 🗆 してほ	しくない				
│ │ □ しなく [・]	て良いがするならる	お金をかけずに	□ 家族の判と	新に任せ	:る	
□ その他	()
		葬儀の方法につい	ハて			
□一般葬	□ 家族葬	□直葬				
□ その他	()
		宗教・宗派				
宗教名						
寺社・教会名						
連絡先						
		葬儀社の希望	1			
指定の有無	□あり	□なし				
会社名						
連絡先						
生前契約 (予約)の有無	□あり	□なし				
		葬儀費用				
│ □ 私の預月	貯金を充ててほしい	ハ □ 特に用				
□ 保険・	□ 保険・共済・互助会などに加入している					
(名称		連絡領	先)

葬儀につい	いて		記入日	年	月	В
戒名の希望						
□ あり □ なし □ 家族の判断に任せる						
□ その他()
	ì	遺影の希望				
□ あり	□ なし	□ 家族	の判断に任せる	3		
使用してほしい写真やイメージ、場所の指定があれば記入しましょう。						
	7	の他の希望				
祭壇や飾り、音楽、棺に入れてほしいものなどを記入しましょう。						



葬儀会社と事前に葬儀の契約をしている場合は、会社名と連絡先を忘れずに記入しておきましょう。

お墓	について	記入日	年	月	В	
		<u> </u>				
	□ 先祖代々のお墓に埋葬 □ 新たにお墓を購入する □ その他(□合祀の永代供養墓 □ 樹木葬 □ 散骨 □ 納骨堂)					
	お墓の所在地(お墓を用意してある場合	合に記入して	こください)		
墓地名		契約者名				
所在地		連絡先				
石材店		連絡先				
	埋葬費用					
	預貯金を充ててほしい □ 特に用意・共済に加入している(名称	意していない 連絡)	
	仏壇の希望					
□ 仏壇にまつってほしい □ 必要ない □ 家族の判断に任せる □ その他 ()						
·'',	×					
000	終活に係る個人情報の計 対する防犯について	F取そのf	也犯罪彳	う為に		

エンディングノートが終活に関する自らの情報や意思を記録するものであることから、そこには記入者の個人情報が多数含まれることになります。

悪意のある第三者が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って記入者を信じ込ませる等の手段によりエンディングノートをだまし取ることで、記入者の個人情報が流出するのみならず、金銭等を詐取されることにもなりかねません。

エンディングノートに終活に関する自らの意思を記録するに当たっては、記録 する内容はもちろん、保管についても注意することが重要です。

大切な人へのメッセージ					
	さんへ	記入日	年	月	B
	さんへ	記入日	年	月	₿
	さんへ	記入日	年	月	₿

各種相談窓口・関係機関一覧

主な相談内容	名称	連絡先等
遺言・相続・遺産 整理手続き、その 他法律全般につい て	岡山弁護士会	〇相談予約電話 086-234-5888 〇電話・面談相談 会場や日時等についてはホームページ でご確認ください。
相続・登記・成年 後見制度について	岡山県司法書士会	〇電話相談086-224-2334〇面談・WEB相談会場や日時等についてはホームページでご確認ください。回答回
遺言・相続・成年 後見制度について	岡山県行政書士会	〇面談相談(予約不要) 会場や日時等についてはホームページ でご確認ください。
		お問い合わせ 086-222-9111
成年後見制度、高齢者や障がい者の 権利擁護全般について	ぱあとなあ岡山 (公益社団法人 岡山県社会福祉士会)	〇電話相談 090-9730-5616
法律全般について	岡山市無料法律相談 (弁護士)	〇面談相談 (予約制)・予約先電話 086-803-1000会場や日時等については 回流でホームページでご確認 ください。
成年後見制度全般	岡山市成年後見センター	086-225-4066 県第26 高温電
日常生活自立支援 事業	岡山市社会福祉協議会 権利擁護センター	086-225-4051
遺言・遺言信託・	岡山公証人合同役場	086-222-7537
任意後見等公正証 書の作成	岡山公証センター	086-223-9348
自筆証書遺言書の 保管申請	岡山地方法務局 供託課	086-224-5699
不動産の相続登記	岡山地方法務局 不動産登記部門	086-224-5658

地域包括支援センター一覧

名 称	連絡先	担当中学校区
岡山市北区中央地域包括支援 センター	086-224-8755	岡輝・石井・桑田
北方分室	086-201-7201	岡北・岡山中央
平田分室	086-239-9211	御南・吉備
岡山市北区北地域包括支援センター	086-251-6523	中山・香和・京山
高松分室	086-287-9393	高松・足守
御津分室	086-724-4611	御津
建部分室	086-722-3300	建部
岡山市中区地域包括支援センター	086-274-5172	富山・操南
中区分室	086-206-2871	東山・操山
高島分室	086-230-3205	高島・竜操
岡山市東区地域包括支援センター	086-944-1866	西大寺・上南・山南・旭東
瀬戸分室	086-952-3883	瀬戸・上道
岡山市南区西地域包括支援センター	086-281-9681	妹尾・福田・興除
灘崎分室	086-363-5070	藤田・灘崎
岡山市南区南地域包括支援センター	086-261-7301	芳泉・芳田・福浜
市場分室	086-239-9151	福南・光南台

※地域包括支援センターは公的な高齢者の総合相談窓口です。

その他のお問い合わせ

主な相談内容	名称	連絡先
空き家についての お問合せ	建築指導課空家対策 推進室	086-803-1410
消費生活相談	消費生活センター	086-803-1109

エンディングノートに関するお問い合わせ 地域包括ケア推進課 086-803-1246



memo	

memo	

岡山市からのお知らせ

認知症について

認知症とは、さまざまな原因により脳に変化がおこり、それまでできていたことができなくなり、生活に支障をきたした状態をいいます。

国の推計によると、2040年には高齢者の約3.3人に1人が認知症または軽度認知障害になると見込まれています。

認知症とともに生きる

これからは「誰もが認知症になり得る」時代です。認知症になっても生きがいや希望を持って、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうするべきか考えてみましょう。

認知症とともに生きる希望宣言

一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ

- ①自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
- ②自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみなが らチャレンジしていきます。
- ③私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。
- ④自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
- ⑤認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを一緒に つくっていきます。

出典:一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)

JDWGホームページ▶

意思決定支援の3要素

+

「思う」「考える」 をささえる (意思形成の支援) 「話す」「伝える」 をささえる (意思表明の支援) 「する」「かなえる」 をささえる (意思実現の支援)

※厚生労働省リーフレット 「あなたの"決める"をみんなでささえる」をもとに作成



+

岡山市民の終活を支援するための条例(前文)

令和7年3月19日 市条例第49号

住み慣れた地域で安心して生涯を通じ、自分らしくより充実した日々を送り、自らの望む人生を全うすることのできる社会の実現は、私たち市民の願いです。

自分らしい人生を送るためには、人生設計を自ら考え、選択し、決定していくことが 求められます。そして、その考え方はそれぞれ異なるものであり、尊重されなければな りません。

しかしながら、自分らしい人生とは何か、自分の人生をどのように全うするかを考えることに不安やおそれを抱く人も少なくありません。また、高齢者の単身世帯が増加し、 とりわけ、頼れる親族などがいない場合はなおさらです。

誰しも訪れる人生の終着点をどのように迎えたいかという理想の下に、そこから遡って今するべきことは何かを考え、人生の先々の準備を整えることは、世代を問わず、全ての市民が取り組むことができることです。

医療、介護、葬儀、相続等に係る自らの思いを、残される親族及び信頼できる周囲の 人と共有しておくことは、将来への不安を軽減し、今をよりよく生きることにつながる ことと期待できるものです。

ここに、私たちは、終活支援に係る理念を明らかにするとともに、人生を総括し、自分らしい人生を全うするための準備として市民が取り組む終活を支援し、終活支援に係る施策を推進するため、この条例を制定します。



発 行: 2025年12月 岡山市

担当課:岡山市保健福祉局高齢福祉部

地域包括ケア推進課

TEL: 086-803-1246



本冊子に掲載されている文章、画像、または関連する動画などの著作物を岡山市の許可なく、改変、販売、変造などの商用利用することを固く禁じます。 QR コードはデンソーウェーブの登録商標です。